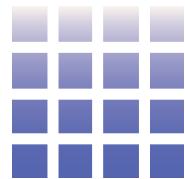


名古屋駅 都市景観形成地区 景観形成基準



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォークابل・景観推進課

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話：052-972-2732〔ダイヤルイン〕
ファックス：052-972-4485
電子メール：a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



名古屋市

はじめに

本市では、名古屋市都市景観条例（昭和59年制定）に基づき、重点的に優れた景観を創造、保全する必要がある地区として、名古屋駅都市景観整備地区を指定しました（昭和62年3月指定、平成4年2月区域変更）。都市景観整備地区では、建築物や広告物などを設置する場合の守るべきルールとして、都市景観形成基準を定め、設置する際の届出に対して、助言・指導を行ってきました。

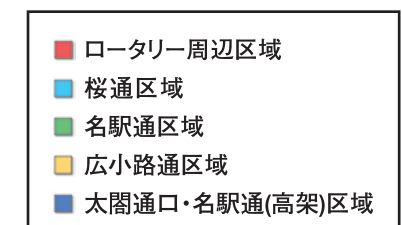
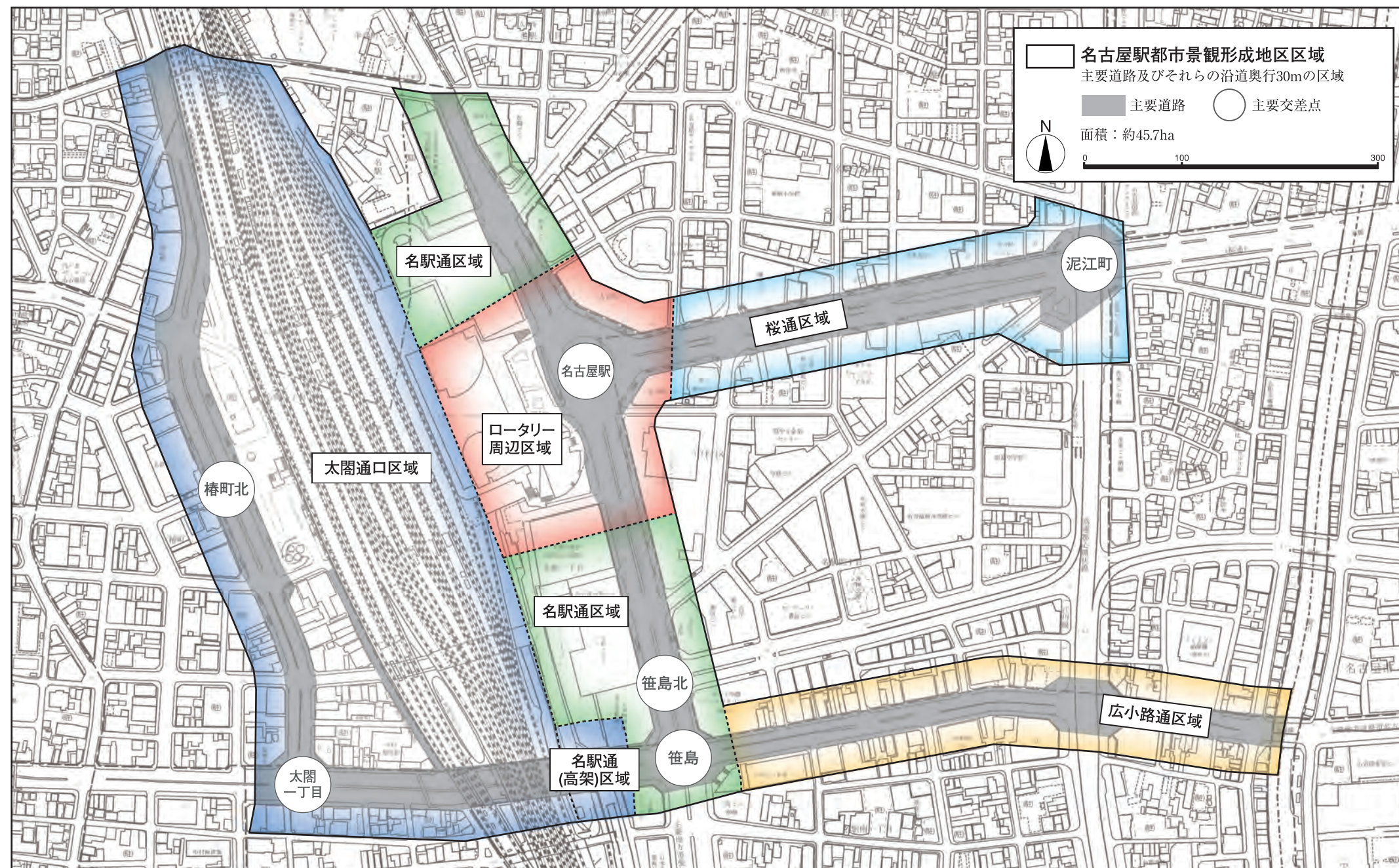
しかし、都市景観形成基準の策定後、十数年が経過し、当時想定していなかった大型映像装置や、LEDなどによるさまざまな演出広告がみられるようになるなど、これまでの基準では対応しきれないという状況の変化が表れてきました。

こうした中、平成16年6月に景観法が制定されたことから、より効果的な届出制度とするため、これまでの都市景観形成基準の見直しを行い、「名古屋駅都市景観整備地区」を「名古屋駅都市景観形成地区」と位置付け、平成20年10月より新たな基準の下に良好な景観の形成を誘導します。

基本方針

名古屋大都市圏の玄関としての風格と都市の魅力を感じさせるシンボリックな都市空間とします。

- 名古屋駅都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物を計画する場合には、景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。
- このパンフレットは、名古屋駅地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。

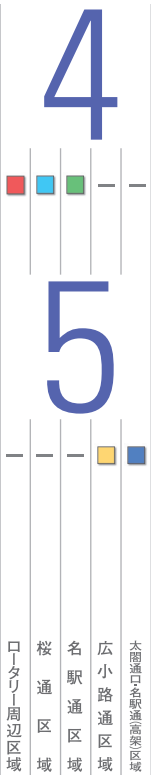


建築物

基本事項



規模・高さ



建築物は、名古屋大都市圏の玄関にふさわしい風格を感じさせるとともに洗練されたデザインとする。

建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。

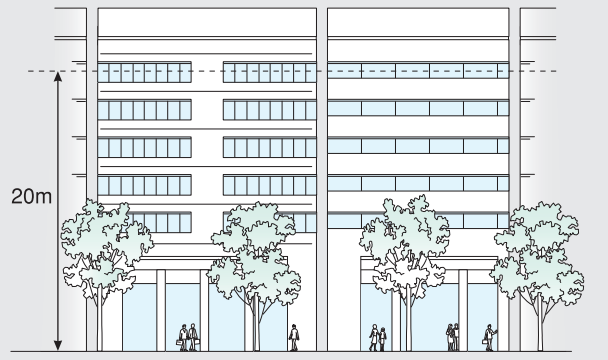
主要道路から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。

建築物の高さは20m以上とし、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。

建築物の規模は、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。

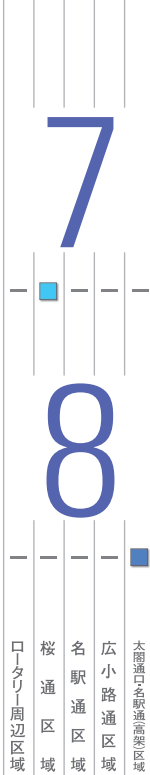
名古屋の玄関にふさわしいにぎわいと品位のある街並みをめざしています。個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく周辺の街並みと高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するように努めてください。さらに通りから見える側面についても配慮をしてください。

桜通、名駅通は名古屋駅周辺の高層ビルなどから見渡すことができる通りです。名古屋の玄関口としてのスケール感に合った街並を形成していくため、高さを20m以上とし量感のある建築物とするよう共同化に努めてください。



建築物を共同化することや、隣地の建築物と高さや階高、外装のデザイン、材質等で共通点を持たせ、外観上の一体感を作り出すようにすることにより、量感がある建築物となるよう努めてください。

壁面の位置



開放的でゆとりある快適な歩行者空間を創出するため、主要道路に面する1・2階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。

- 敷地面積が500㎡以上の場合
外壁又はこれに代わる柱の面から主要道路の道路境界線までの距離は2.5m以上とする。
- 敷地面積が500㎡未満の場合
外壁から主要道路の道路境界線までの距離は1.5m以上、柱の面から主要道路の道路境界線までの距離は0.5m以上とする。

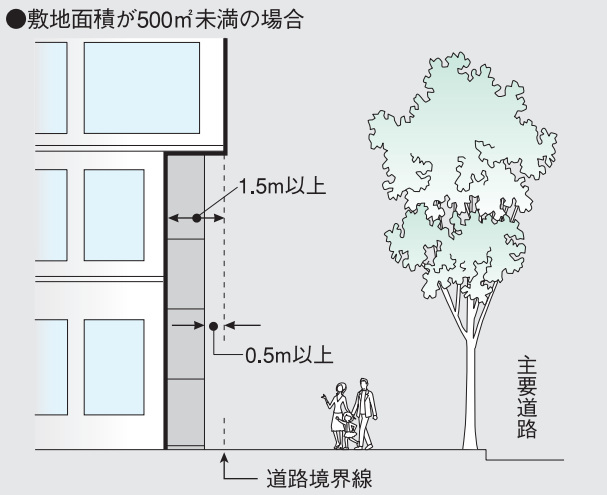
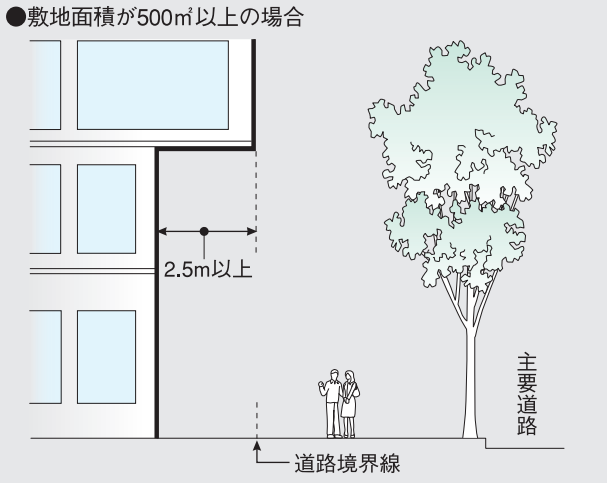
ただし、通行の妨げとならない柱で、市長が特に認めたものはこの限りでない。

歩行者空間にゆとりを演出するため、主要道路に面する1・2階部分の外壁（柱及び袖壁を除く。）から主要道路の道路境界線までの距離は、1m以上とする。

歩行者空間との一体感を確保するため、主要道路に面する1階部分の外壁（柱及び袖壁を除く。）から主要道路の道路境界線までの距離は、1m以上とする。

ただし、高架下及び高架の間に挟まれている敷地はこの限りではない。

歩道部は歩いて楽しむことのできる快適な歩行者空間となるよう、敷地の規模によって壁面後退をしてください。



建築物

壁面後退区域

9 主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域には、工作物及び地上広告は設置しない。

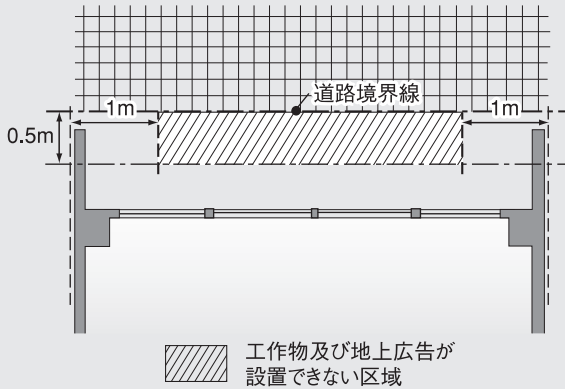
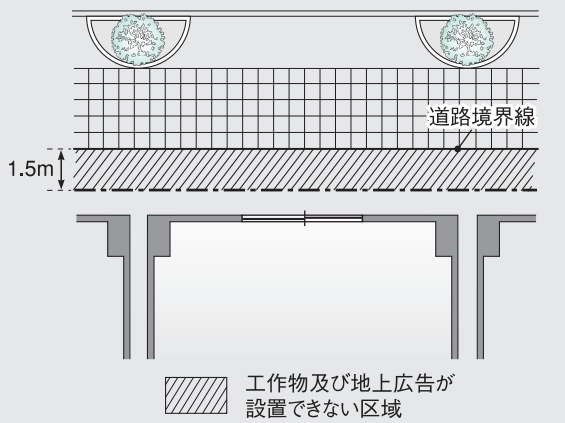
- ただし、以下のものについては、この限りでない。
- ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの
 - ・工事用の仮設物
 - ・通行の妨げとならない工作物及び地上広告で、市長が特に認めたもの

10 主要道路の道路境界線から0.5m以内の区域には、工作物及び地上広告は設置しない。

- ただし、以下のものについては、この限りでない。
- ・植栽ます
 - ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物
 - ・工事用の仮設物
 - ・隣地境界線から1m以内に設置する工作物及び地上広告
 - ・通行の妨げとならない工作物及び地上広告で、市長が特に認めたもの

11 主要道路と調和した舗装材の使用及び段差解消に努める。

ゆとりある快適な歩行者空間となるよう、地上に固定され通行の妨げになるものは設置しないで下さい。
目隠しなどを目的とする工作物は、隣接建築物が建て替わる際には、撤去をお願いします。



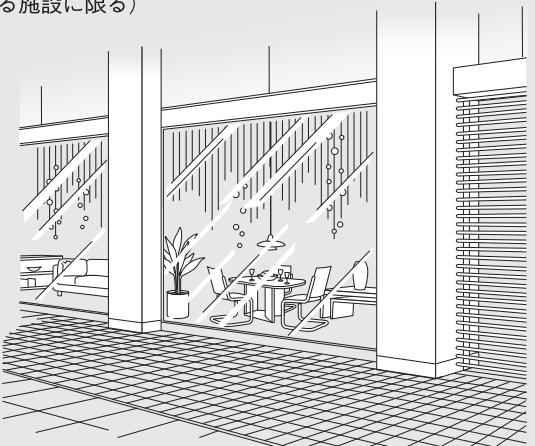
歩道舗装は、通りとしてつながりのある格調あるデザインとなっていますので、その舗装との調和に配慮してください。

1階部分

12 広小路通に面する1階部分の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、街のにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。

13 主要道路に面する1階部分は、閉鎖的にならないようショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。

●用途の例
物販店、飲食店、百貨店、理髪店、美容院、ショールーム、ツーリスト、ホテル、劇場及び映画館、画廊及びギャラリー、サービス業を営む店舗（接客カウンターなどを設ける施設に限る）



建築物

ガラス面内側からの表示

14



建築物のガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行ったもので、1・2階部分に限る。

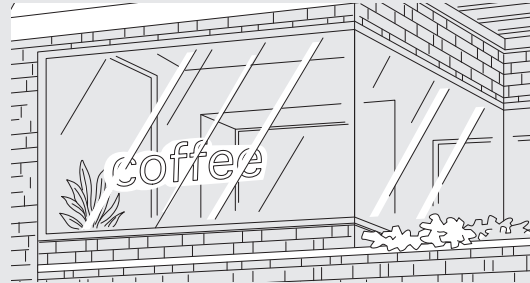
15



建築物の以下の部分には、ガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。

- ・[桜通、名駅通] …2階以上
- ・[広小路通、太閤通口・名駅通 (高架)] …3階以上

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。



やむを得ず表示する場合の例

日よけ・雨よけテント

16



テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

アーケード

17



アーケードは設置しない。

ロータリー周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口・名駅通・高架区域

シャッター

18



主要道路に面するシャッターは、シースルー化を図る。

ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。

駐車場

19



駐車場の出入口は、原則として主要道路に面して設置しない。

ただし、駐車場の設置が必要で、主要道路以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

20



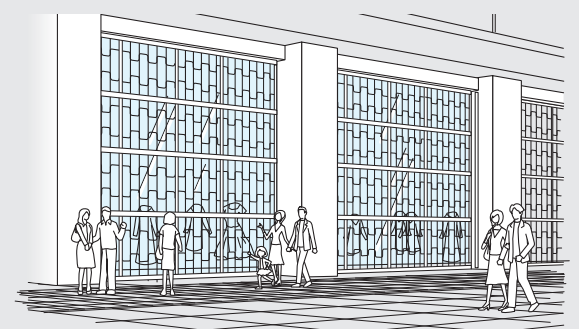
駐車場の出入口が主要道路に面する場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

21

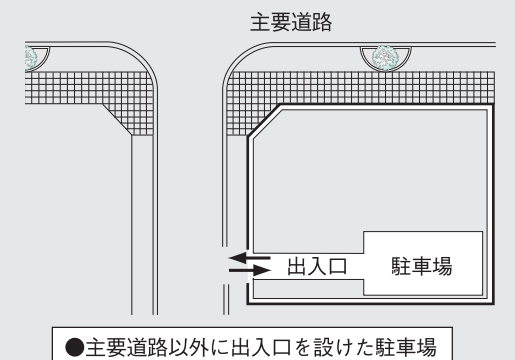


駐車場は、主要道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

ロータリー周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口・名駅通・高架区域



主要道路に面して建築物の内部に駐車場を設ける場合や立体駐車場を建築する場合は、入り口の暗い空間が直接歩行者の目に触れやすく、殺風景な印象を与えてしまうので、内部照明や内装等に十分配慮してください。



建築物

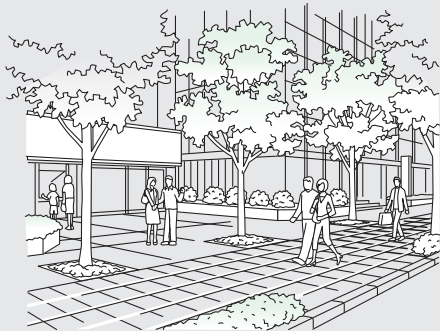
建築設備など

22



電気・空調・給排水などの建築設備、ごみ収集設備などは、道路から目立たないように工夫する。

屋上などに建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行うなど、目立たない工夫をして下さい。
ごみ収集設備などは、できるだけ建築物内部に設置してください。建築物外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインを工夫したり、目隠しなどで歩行者の目に触れにくいようにしたりするなど、景観上の配慮を行ってください。



公開空地などを設ける場合は、1階に店舗が並ぶ街並が途切れないように、広小路通から建築物が離れすぎたり、植栽ますが連続したりしないよう配慮して下さい。

公開空地など

23



主要交差点に面した敷地で公開空地などを設ける場合は、主要交差点側に設置する。

24



公開空地などを設ける場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

口・タリ周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
大開通口名駅通区域

夜景の演出

25



主要道路に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

夜の都心を歩きたくするような、楽しい演出を行い、昼とはまた違う魅力をつくりだすよう努めてください。
都心のメインストリートにふさわしい洗練された雰囲気づくりを心がけてください。

口・タリ周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
大開通口名駅通区域

工作物

基本事項

26

工作物は、名古屋大都市圏の玄関にふさわしい洗練されたデザインとする。

27

工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。

28

主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域には、工作物は設置しない。

ただし、以下のものについては、この限りでない。

- ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの
- ・工事用の仮設物
- ・通行の妨げとならない工作物で、市長が特に認めたもの

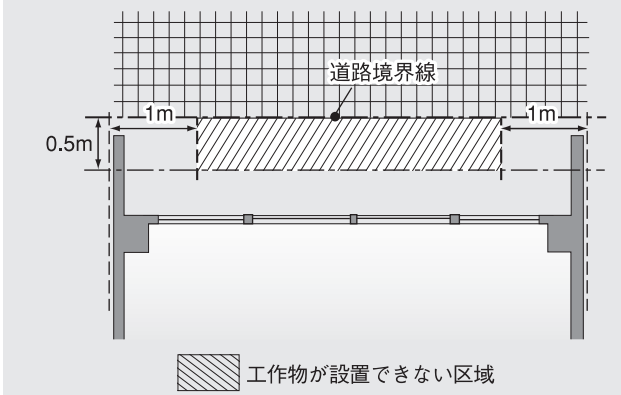
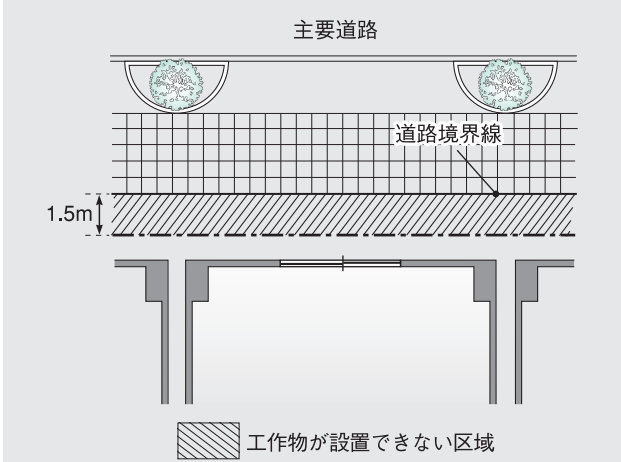
29

主要道路の道路境界線から0.5m以内の区域には、工作物は設置しない。

ただし、以下のものについては、この限りでない。

- ・植栽ます
- ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物
- ・工事用の仮設物
- ・隣地境界線から1m以内に設置する工作物
- ・通行の妨げとならない工作物で、市長が特に認めたもの

個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく周辺の街並みや建築物とデザインや色彩、材質などが調和するように努めてください。



日よけ・雨よけテント

30

日よけ・雨よけテントは、主要道路に突き出さない。

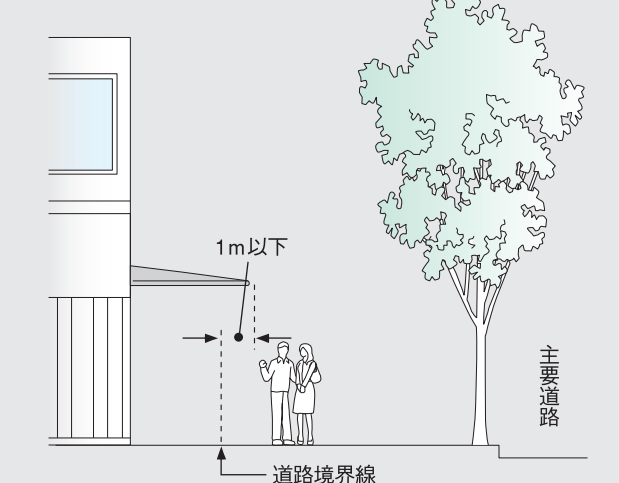
31

日よけ・雨よけテントの突出幅は、主要道路の道路境界線から1m以下とする。

32

テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

日よけ・雨よけの目的で設けるテントは、簡易な巻き上げ、軒出しなどの小規模なものとしてください。



工作物

駐車場

33



駐車場の出入口は、原則として主要道路に面して設置しない。

ただし、駐車場の設置が必要で、主要道路以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

34



駐車場の出入口が主要道路に面する場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

35



主要道路に面する駐車場は、外周の緑化、フェンスのデザインの工夫など、街並みとの調和に配慮する。

工事用の囲い

36



主要道路に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。

口
下
タ
リ
ー
周
辺
区
域
桜
通
区
域
名
駅
通
区
域
広
小
路
通
区
域
本
通
口
を
通
過
高
架
橋
区
域

外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないよう努めてください。



工事用の囲いは殺風景なものとならないよう、修景に努めてください。

口
下
タ
リ
ー
周
辺
区
域
桜
通
区
域
名
駅
通
区
域
広
小
路
通
区
域
本
通
口
を
通
過
高
架
橋
区
域

自動販売機

37



自動販売機は、主要道路に直接面して設置しない。

38



自動販売機は、主要道路に直接面して設置しない。

ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

その他

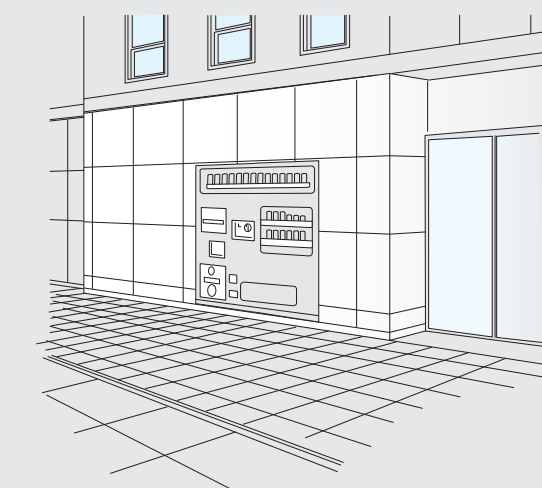
39



道路に設ける工作物は、景観上特に配慮したデザインとする。

口
下
タ
リ
ー
周
辺
区
域
桜
通
区
域
名
駅
通
区
域
広
小
路
通
区
域
本
通
口
を
通
過
高
架
橋
区
域

景観上の配慮がされているものとは、自動販売機が建築物の中に組み込まれていたり、建築物と同じ色の塗装が行われ、一体感を出し、街並みと調和した状態となっているものをいいます。



広告物

43 白抜き事例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。
屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

40

広告物は、名古屋大都市圏の玄関にふさわしい洗練されたデザインとする。

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。名古屋駅地区は、名古屋の玄関口として、風格ある街並みを形成していくため、屋外広告物の設置は出来るだけ少なくするとともに、必要な広告物については、最小限の大きさで街並みや建築物等に調和したデザインとするよう努めてください。

41

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとするとともに、建築物との調和にも配慮する。

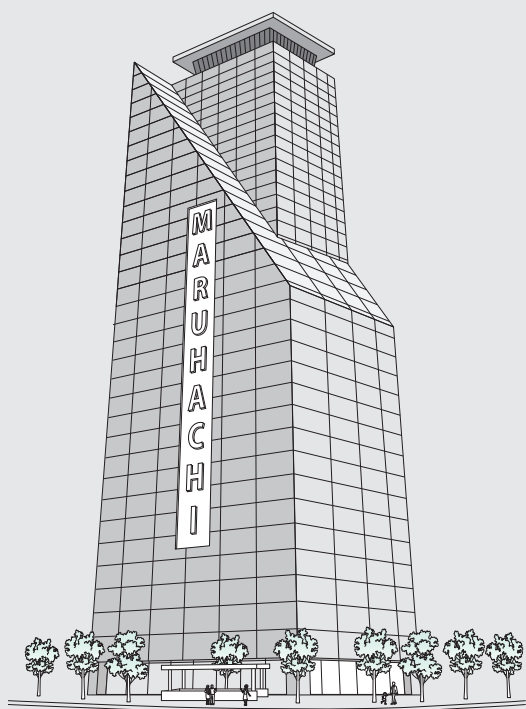
42

複数の広告物を掲出する場合は、統一感のあるものとするよう努める。

43

広告物は地上から60mを超えて掲出しない。

ただし、ビル名又は社名で建築物と一体的にデザインされたもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



ロタリー周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口名駅通高架区域

44

広告物は、自家用広告物を原則とする。

数量

45

広告物はできるかぎり集約化し、広告物の総量の抑制に努める。

46

屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、当該広告物が設置された建築物の壁面面積の1/10以下とする。（各広告物の表示面積及び建築物の壁面面積は鉛直投影で計算する。）

47

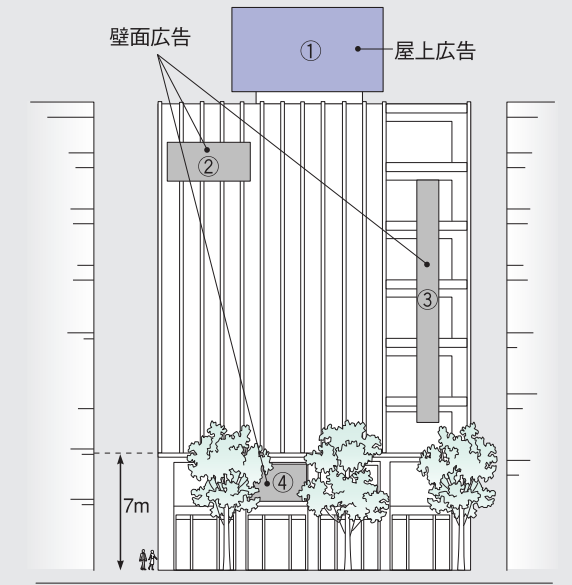
地上からの高さが7m以上の部分の屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、当該広告物が設置された建築物の壁面面積の1/10以下とする。（各広告物の表示面積及び建築物の壁面面積は鉛直投影で計算する。）

ロタリー周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口名駅通高架区域

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名、およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。
自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

必要な広告物については、最小限の大きさと数で、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

壁面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけでなく、窓、開口部も含めます。



●ロータリー周辺、桜通

$$\text{①} + \text{②} + \text{④} + \text{③} \leq \text{壁面積の} 1/10$$

●名駅通、太閤通口・名駅通(高架)

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} \leq \text{壁面積の} 1/10$$

隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。

広告物

色彩など

48

高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。
蛍光色は、使用しない。

表示面の色彩は、以下のとおりとする。

- 上端の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が15㎡を超え50㎡以下の場合
 - ・彩度14を超える色は使用しない。
 - ・表示面積の2/3以上は彩度10以下又は表示面積の3/4以上は彩度12以下とする。
- 表示面積が50㎡を超える場合
 - ・彩度14を超える色は使用しない。
 - ・表示面積の2/3以上は彩度10以下又は表示面積の3/4以上は彩度12（ただし、色相がR-Yの範囲の色彩については彩度10）以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので市長が特に認めたものについては、この限りでない。

中・低彩度 彩度10まで

高彩度 彩度14まで

1/3未満

中・低彩度 彩度12まで

高彩度 彩度14まで

1/4未満

例

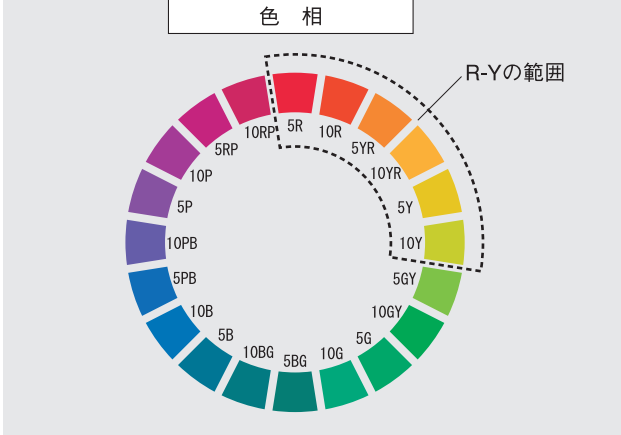
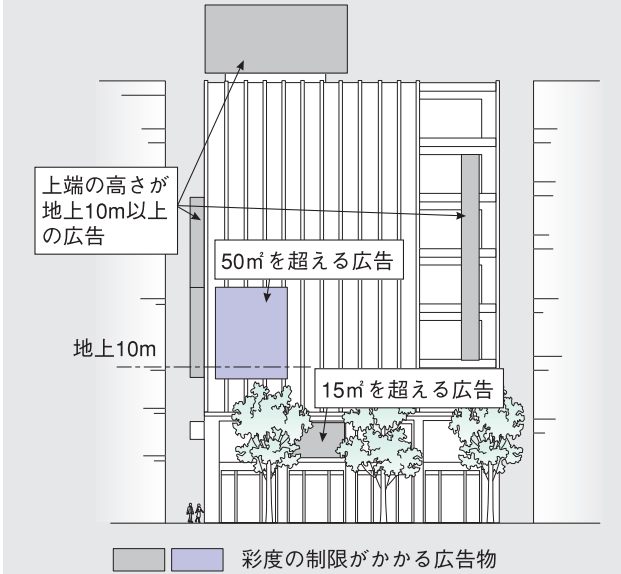
SAMPLE

彩度14までの色 1/3未満

SAMPLE

彩度14までの色 1/4未満

高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。
高彩度色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。



50

表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が30㎡を超える場合は、以下のとおりとする。

- ・彩度14を超える色は使用しない。
- ・表示面積の1/2以上は彩度10以下又は表示面積の2/3以上は彩度12以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので市長が特に認めたものについては、この限りでない。

中・低彩度 彩度10まで

高彩度 彩度14まで

1/2未満

中・低彩度 彩度12まで

高彩度 彩度14まで

1/3未満

例

SAMPLE

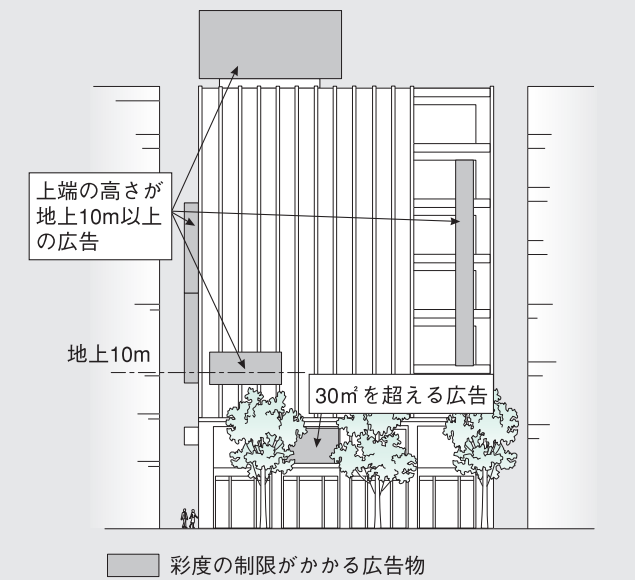
彩度14までの色 1/2未満

SAMPLE

彩度14までの色 1/3未満

補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

文字や図柄は、バランスよく配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。



補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。
コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

広告物

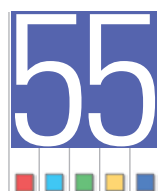
照明など



点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。

周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示設置



表示面積は、以下のとおりとする。

- ・[ロータリー周辺、名駅通、太閤通口・名駅通(高架)] …50㎡以下
- ・[広小路通、桜通] …30㎡以下

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



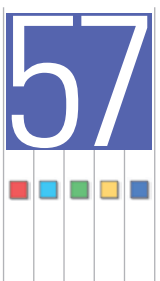
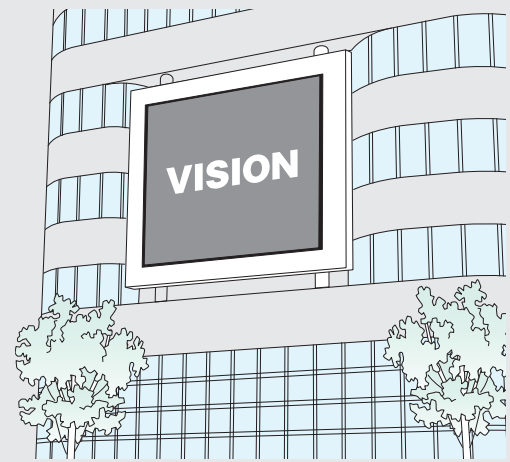
音響を伴う電光表示装置は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

ロータリー周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口名駅通高架区域

フラッシュの多用や、文字の表示速度の速い電光表示は、周辺の街並みと不調和になりやすいので、速度を緩め、内容を把握できる程度としてください。

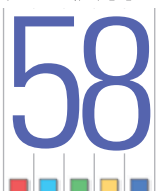
電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。クリスマスイルミネーションの一環として設置するものなど、短期間の設置で、通りの景観に良い影響を与えると認められるものは基準値を超えても許可する場合があります。



突出広告及びそれに類する形状の電光表示装置は設置しない。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

屋上広告



建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。



広告物の高さは、横幅の1.5倍以下とし、安定感のあるデザインとする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

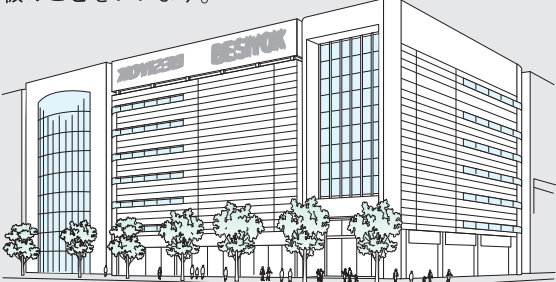


広告物の高さは、10m以下かつ、建築物の高さの1/2以下とする。

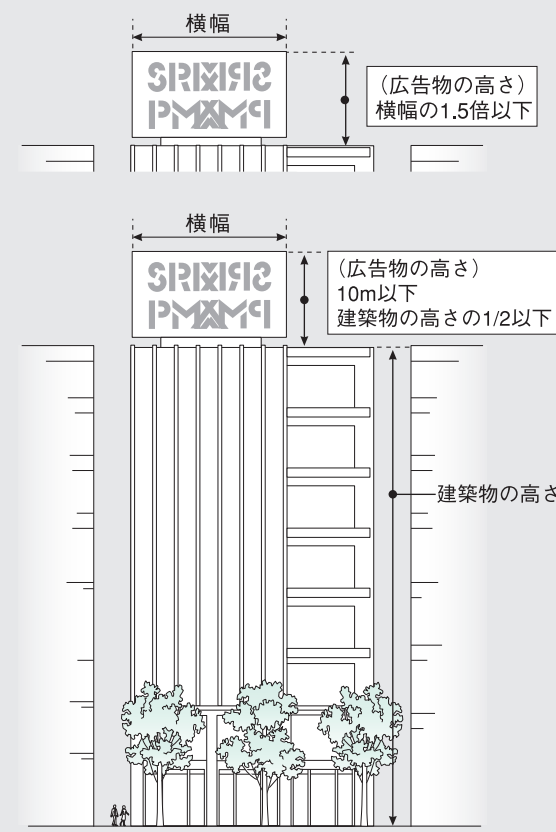
ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

ロータリー周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口名駅通高架区域

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



屋上広告の形態が、圧迫感や不安定感を与えるものとならないよう配慮してください。



広告物

61



62



壁面広告

63



口・タリール周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口・名駅通高架区域

骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

屋上広告塔の上部、屋根面に広告を表示しない。

表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

ただし、一壁面の面積が100㎡未満の建築物については、10㎡以下とする。

広告表示禁止場所
・広告塔上部
・屋上面

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。
壁面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含まれます。

※屋上広告の表示面積は、壁面積には含みません。
隅切り部分に面した建築物の間口の長さが10m以上の場合は、その面を一壁面として扱います。

64



65



窓面を利用した広告物は設置しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行ったもので、1・2階部分に限る。

建築物の以下の部分には、窓面を利用した広告物は設置しない。

- ・[桜通、名駅通] …2階以上
- ・[広小路通、太閤通口・名駅通(高架)] …3階以上

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

口・タリール周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口・名駅通高架区域

やむを得ず表示する場合でも、窓面全てを覆うことのないようにしてください。



やむを得ず表示する場合の例

広告物

突出広告（主要道路に面するものに限る）

66



突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

67



主要道路上空に突き出さない。

68



下端の高さは、以下のとおりとする。

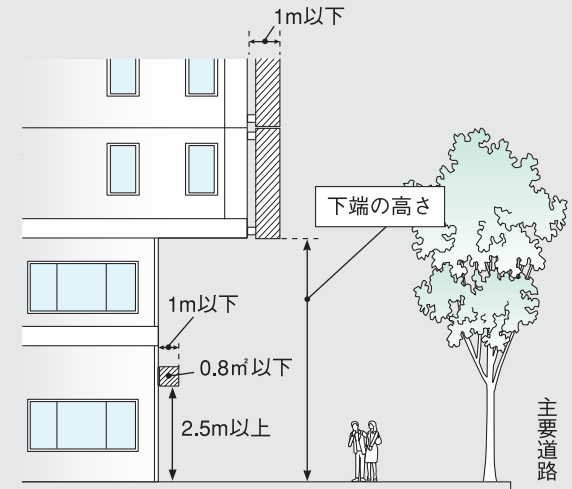
- ・[ロータリー周辺、桜通、名駅通] …6m以上
- ・[広小路通、太閤通口・名駅通(高架)] …4.5m以上

ただし、1つの表示面の表示面積が0.8㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

ロータリー周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口・名駅通高架区域

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。
突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らします。

一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



69



下端の高さが以下のものは、建築物の間口の中心から長さ5m以内ごとに2基以内とする。

- ・[ロータリー周辺、桜通、名駅通] …6m未満
- ・[広小路通、太閤通口・名駅通(高架)] …4.5m未満

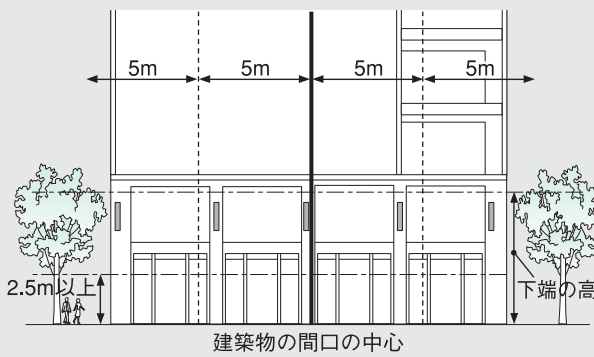
70



列状にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が0.8㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

ロータリー周辺区域
桜通区域
名駅通区域
広小路通区域
太閤通口・名駅通高架区域



：1つの表示面の表示面積が0.8㎡以下の突出広告

突出広告が無秩序に設置されると、建築物によって構成される街並みの連続性が損なわれてしまいます。掲出量を最小限にし、秩序だって設置することにより、街並みと調和するよう努めてください。



広告物

地上広告

71

72

73

口・タリ

桜

名

広

本

タリ

通

駅

小

間

リ

区

通

路

通

周

域

区

通

区

辺

域

区

域

域

地上からの高さは、9m以下とする。

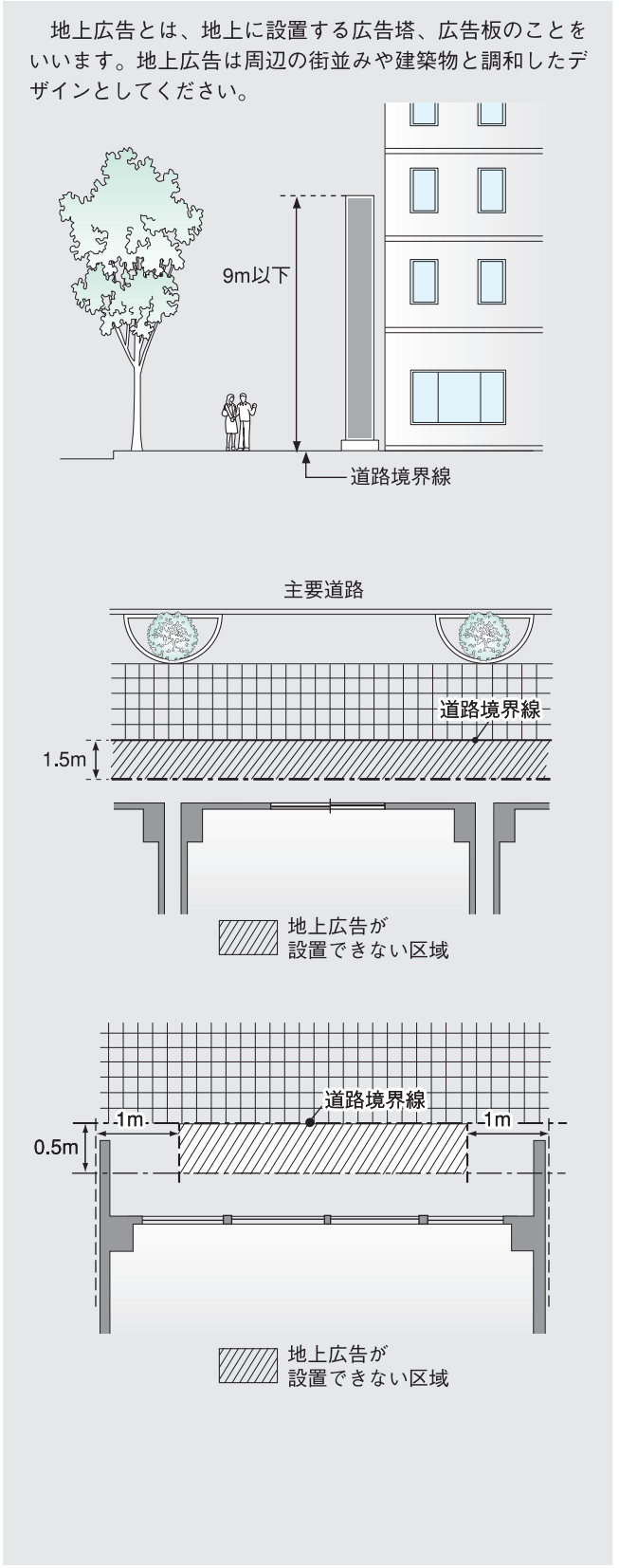
主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域には、設置しない。

ただし、通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

主要道路の道路境界線から0.5m以内の区域には、設置しない。

ただし、以下のものについては、この限りでない。

- ・隣地境界線から1m以内に設置する地上広告
- ・通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたもの



74

75

76

口・タリ

桜

名

広

本

タリ

通

駅

小

間

リ

区

通

路

通

周

域

区

域

域

主要道路上空に突き出さない。

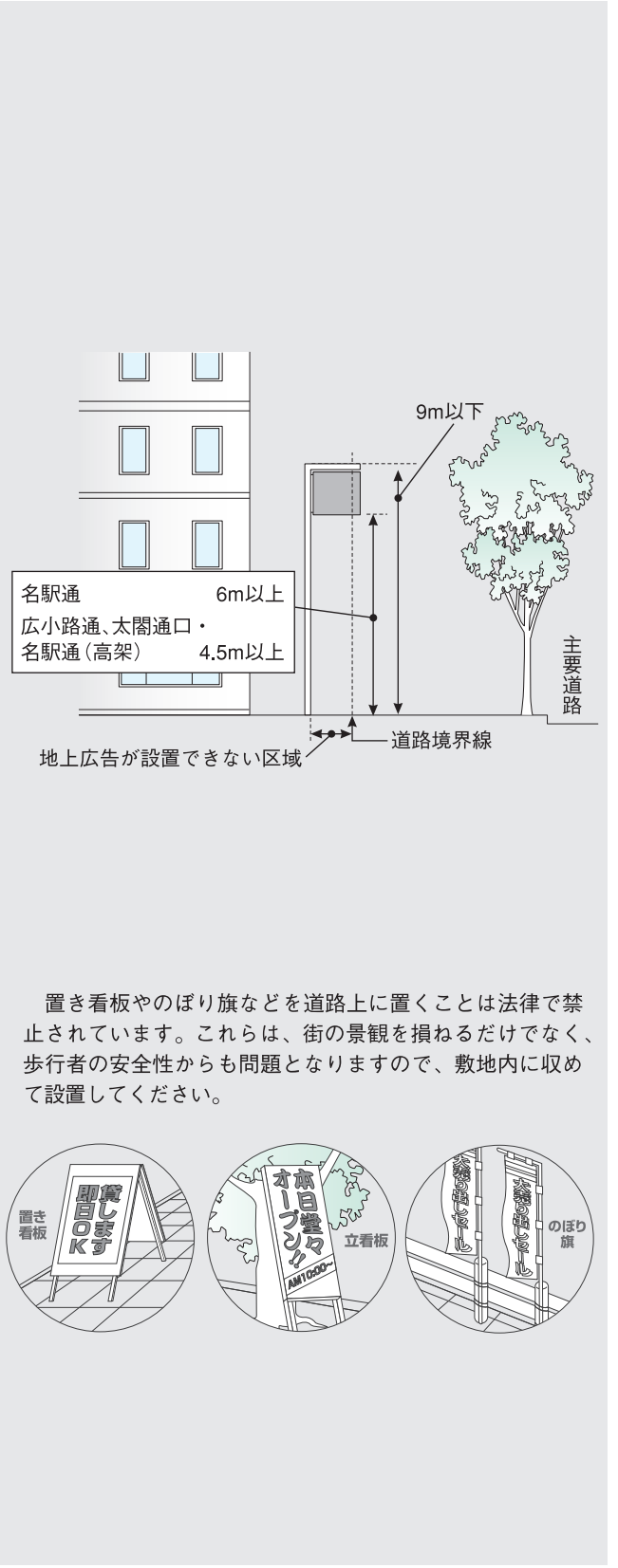
主要道路上空に突き出すものは、下端の高さを以下のとおりとする。

- ・[名駅通] …6m以上
- ・[広小路通、太閤通口・名駅通(高架)] …4.5m以上

ただし、1つの表示面の表示面積が0.8㎡以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

置き看板・広告旗など

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。



置き看板やのぼり旗などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。

都市景観形成地区内における行為の届出について

届出対象となる行為

- ・都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第百二条）
 - 届出をしない場合
 - 虚偽の届出をした場合
 - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間を短縮した場合を除く）
- ・屋外広告物の設置等を行う場合には、屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要になります。この場合、都市景観形成地区内では、景観形成基準の中で規格となっているものに適合しない場合、許可されません。
※次のような場合は50万円以下の罰金に処されます。（屋外広告物条例第36条）
 - 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
 - 禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

自家用広告物の届出

- ・都市景観形成地区内において表示面積の合計が5㎡を超え10㎡以下で、表示又は設置の期間が30日を超える自家用広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。

大規模建築物等の届出

- ・都市景観形成地区内で、大規模建築物等の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

既存のものへの基準の適用

- ・平成20年10月1日に既に存する建築物、工作物および広告物については、基準を適用しません。
ただし、広告物について、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。

届出対象とならない行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為
 - ・地下に設ける建築物、工作物の建築等
 - ・仮設の工作物の建設等
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・消火設備
 - ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ・景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為
 - ・景観計画に整備に関する事項が記載された景観重要公共施設の整備として行う行為
 - ・景観重要公共施設について、道路占用許可等を受けて行う行為
 - ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
-
- ・都市景観形成地区内の道路から望見できない部分のみの増築、改築、又は外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が従前の延べ面積の2分の1を超えないもの
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築を行う工作物
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - ・修繕等を行う外壁の面積が10㎡以下である建築物又は工作物 など

都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



建築物

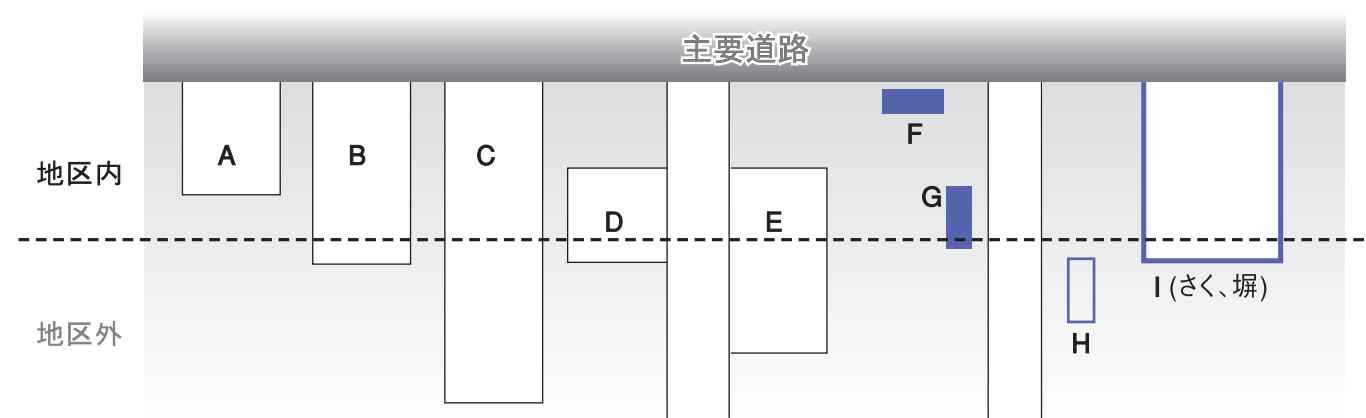
- ・敷地が主要道路に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 …… 基準を適用します。
Eの場合 …… 基準を適用しません。

工作物

- ・主要道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

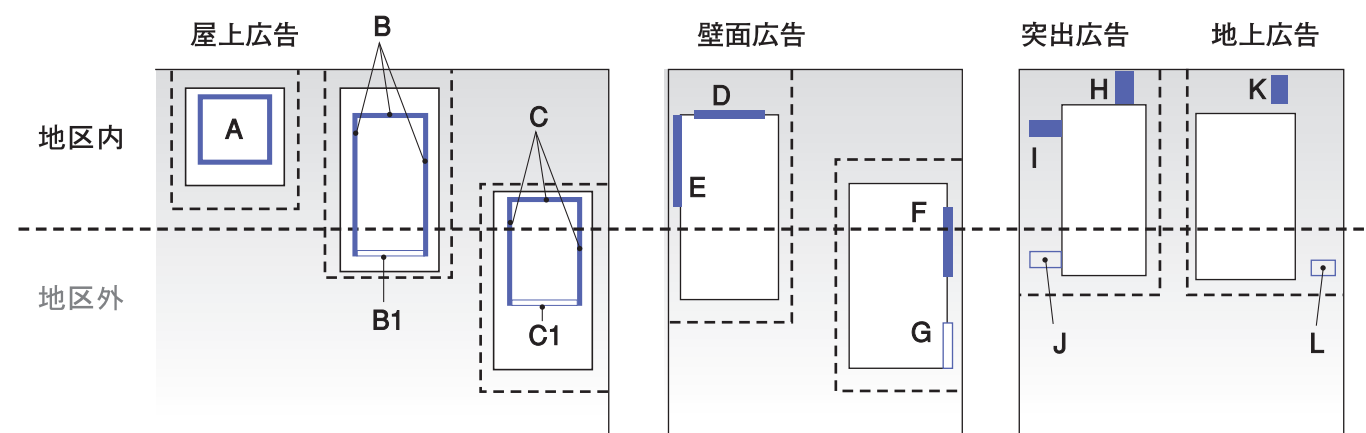
F、G、Iの場合 …… 基準を適用します。
Hの場合 …… 基準を適用しません。



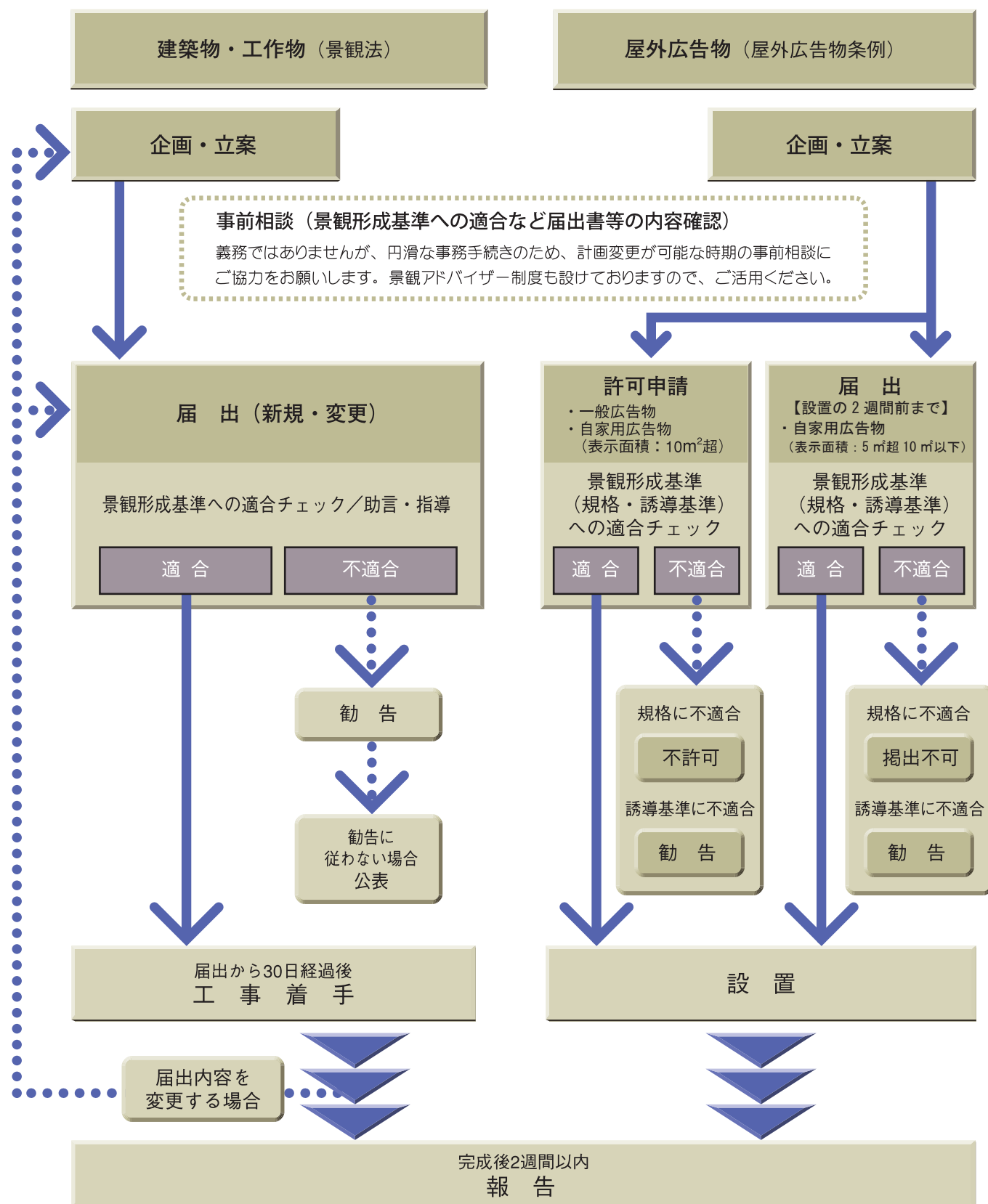
広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません
（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。



景観計画で対象とする建築物・工作物・屋外広告物の手続きの流れ



※変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。
 ※建築物・工作物・土地の形質の変更の未届出や虚偽の届出などに対しては、罰則が設けられています。
 ※都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6ヶ月ごとの報告をお願いします。

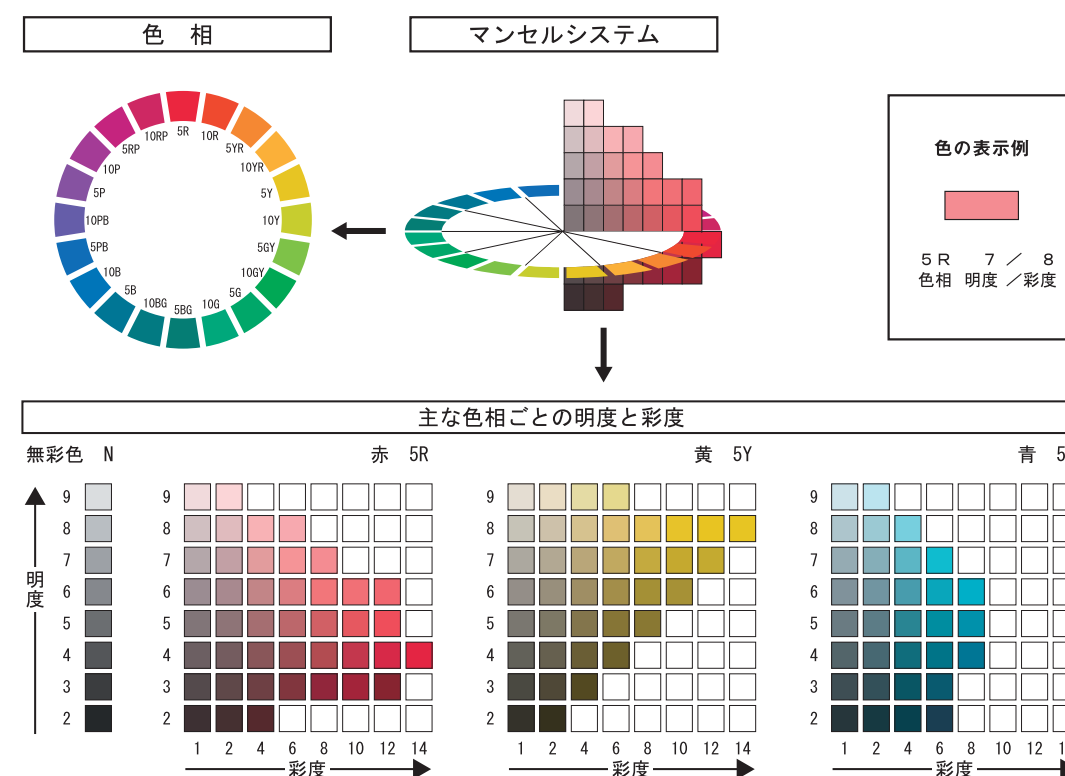
維持管理について



・管理の良否は、デザインの良否以上に都市の美観を左右します。建築物、工作物、広告物、植栽等は名古屋駅地区の景観を損なうことのないよう、管理者は、互いに周辺を含め、行き届いた管理を行うよう努めてください。

用語の解説

- ・**景観法とは**
美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。
主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
- ・**景観計画とは**
景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。
なお、景観計画は、都市景観条例と一体となって運用されるような制度となっています。
- ・**彩度**
色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。
マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色相を指定することができます。
一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。



※印刷のため、実際の色彩とは異なります。